

保険業法改正(2026年6月1日施行) 等に係る解説及び実務上の ポイント

～保険募集に関する改正を中心に～



大江橋法律事務所 弁護士
小宮山 泰史

▶ PROFILE

taishi.komiyama@ohebashiri.com

第1 はじめに

2026年6月1日に改正保険業法及び関連法令が施行されました。これらの改正は、昨今の保険金不正請求事案^{注)1}や保険料調整行為事案^{注)2}の発生を契機として、金融庁「『損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議』報告書—我が国保険市場の健全な発展に向けて—」(2024年6月25日公表)及び金融審議会「『損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ』報告書」(2024年12月25日公表。以下「WG報告書」といいます)においてなされた提言等を踏まえたものです。主な改正点としては、

- 特定大規模乗合保険募集人(保険会社向けの総合的な監督指針(以下「監督指針」といいます)Ⅱ-4-2-1(4)④において定義。以下同じ)に対して、保険募集の業務や兼業業務に関する体制整備義務の強化
- 保険会社等に対して、特定大規模乗合保険募集人や兼業を行う代理店に関する体制整備義務の強化
- 保険会社等による保険契約者等への特別の利益の提供の禁止の拡大

が挙げられます。また、法令改正に伴い、監督指針なども改正されています。

さらに、2028年3月1日には、乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保に係る保険業法施行規則及び関連監督指針の改正案の施行・適用も予定されています。

本稿では、これらの改正のうち、

- 保険募集の業務に関して新たに特定大規模乗合保険募集人に求められることとなった体制整備

- 乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保に係る改正の内容

及びこれらに関する実務上のポイント等について解説いたします。

第2 特定大規模乗合保険募集人

■ 特定大規模乗合保険募集人の要件

特定大規模乗合保険募集人とは、改正保険業法等で新たに定義されることとなった「特定大規模乗合生命保険募集人」(保険業法施行規則53条の13)及び「特定大規模乗合損害保険代理店」(保険業法294条の4柱書)のことをいい、概ね、二以上の所属保険会社等を有する法人の生命保険募集人又は損害保険代理店であって、直前事業年度において、保険募集の業務に関して生命保険会社又は損害保険会社から受領した手数料等が20億円以上の生命保険募集人又は損害保険代理店がこれに該当します。

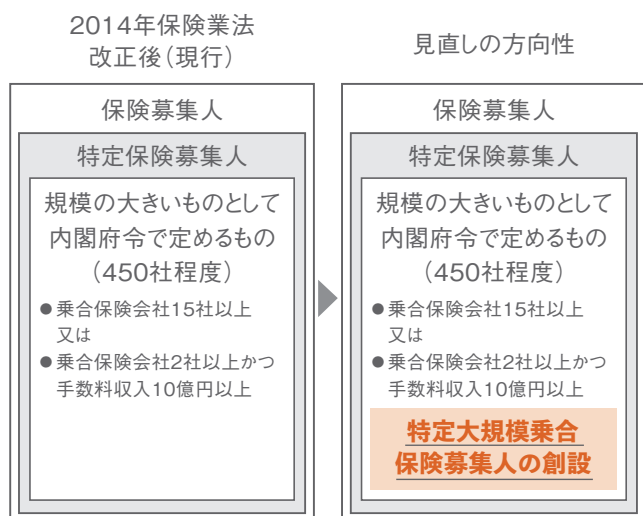
改正前から事業報告書の提出義務等がある規模が大きい特定保険募集人(保険業法303条、保険業法施行規則236条の2)という枠組みは存在しましたが、規模が大きい特定保険募集人のうち、一部の特定保険募集人が特定大規模乗合保険募集人に該当します。

^{注)1} 中古車販売店、自動車修理工場及び保険代理店を兼業していた株式会社ビッグモーターが、自動車修理工場として不正行為を行い、保険金を過大に請求していた事案のこと。

^{注)2} 共同保険の組成過程において、複数の損害保険会社が入札前に保険料の事前調整を行うといった、独占禁止法に抵触する行為が広く行われていた事案のこと。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをいただければと存じます。

(参考) 金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」(第2回)の事務局資料^{注)3}から抜粋



2 保険募集に関して新たに特定大規模乗合保険募集人に求められる体制整備の内容

(1) 法令等遵守責任者の設置

(i) 改正の概要

特定大規模乗合保険募集人は、保険募集の業務を行う営業所又は事務所ごとに、当該営業所又は事務所において保険募集の業務を行う役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行う者(以下「法令等遵守責任者」といいます)を設置する必要があります(保険業法施行規則215条の4第1項1号、保険業法294条の4第1号)。

(ii) 実務上のポイント

この法令等遵守責任者の具体的な業務については、「令和7年保険業法改正に係る内閣府令等の公布及びパブリックコメント結果の公表について」^{注)4}における「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(以下「府令パブコメ」といいます) No.72において、「当該営業所又は事務所の役

員又は使用人から保険募集の業務に関する相談を受け付けて回答することや保険募集の業務に関する研修を実施すること等が考えられますが、必ずしもこれらに限られるものではありません。」と回答されています。加えて、監督指針では、大要、当該営業所等における保険募集の実態の把握・検証及び統括責任者への報告並びに不適切と認められる場合には改善に向けた措置を講じることや当該営業所等の法令等遵守状況等について、保険会社や当局から求められた場合、適切かつ十分な説明を行うことが求められています(監督指針Ⅱ-4-2-15-3(1))。

また、法令等遵守責任者は、「法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない場合」は、他の営業所等の法令等遵守責任者になることも認められています(保険業法施行規則215条の4第1項1号二、同227条の17第4号)。業務の実施に支障を及ぼすおそれについては、監督指針において、「例えば、法令等遵守責任者が担当する営業所又は事務所の数や規模、当該営業所又は事務所における契約件数、当該営業所又は事務所に所属する保険募集人の数、営業所又は事務所間の地理的近接性等の要素も踏まえつつ、法令等遵守責任者としての業務が実効的に実施可能であり、役割や職責が十分に果たされているかに照らして判断する。」(監督指針Ⅱ-4-2-15-3(1)(注))という考え方が示されています。具体的にどの範囲(兼務する営業所の数など)での兼務が認められるかは明らかにされていませんが、複数の営業所等の兼務を行う場合には、法令等遵守責任者の業務状況を適切にモニタリングし、その結果に応じて兼務状況を変更するなど、その業務を実効的に実施できるようにするため、PDCAを適切に回すことが期待されているものと考えられます。

^{注)3} https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo_wg/siryou/20241016/1.pdf, 2026年8月18日最終閲覧

^{注)4} <https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330/20260330.html>, 2026年8月18日最終閲覧

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをいただければと存じます。

なお、リモートワークやWeb会議等を用いて、法令等遵守責任者としての業務を行うことも可能と考えられますが注5、適宜実際に現場に行くことも重要であると考えられます。

(2) 統括責任者の設置

(i) 改正の概要

特定大規模乗合保険募集人は、本店又は主たる事務所に、法令等遵守責任者を指揮するとともに、特定大規模乗合保険募集人の役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行う者（以下「統括責任者」といいます）を設置する必要があります（保険業法施行規則215条の4第1項2号、保険業法294条の4第2号）。

(ii) 実務上のポイント

監督指針では、大要、統括責任者の具体的業務として、法令等遵守責任者等を通じて、自社における保険募集の実態等の把握・検証及び不適切と認められる場合には改善に向けた措置を講じること並びに法令等遵守状況等について経営陣への定期的な報告や自社の法令等遵守状況等について、保険会社や当局から求められた場合、適切かつ十分な説明を行うことが求められています（監督指針Ⅱ-4-2-15-3(2)）。

この他、統括責任者には、「統括責任者としての業務を適切に実施することができる管理的又は監督的地位にあること。」（保険業法施行規則215条の4第1項2号ハ(2)、同227条の18第3号ロ）等が求められています。

「統括責任者としての業務を適切に実施することができる管理的又は監督的地位にある限り、部長以上や取締役など、特定の役職についていることを求めるものではないとされていますが（府令パブコメNo.89）、WG報告書では「法令等遵守責任者や統括責任者の設置に当たっては、これらの者が保険代理店の経営陣に直接報告できるようなレポーティン

グラインが確保されていることや、営業部門からの介入が及ばないような体制が確保されていることが必要である」（7頁脚注9）との指摘もあることを踏まえると、基本的には、コンプライアンス統括役員のような当該特定大規模乗合保険募集人におけるコンプライアンス部門の責任者が統括責任者となることが想定されていると考えられます。また、監督指針においては、「営業部門からの独立性を確保した上で統括責任者を設置するとともに、統括責任者がその業務を適切に遂行できるよう、必要な人員の配置を含めた体制整備を行う」ことが求められています（監督指針Ⅱ-4-2-15-3(2)）。

これらを踏まえると、特定大規模乗合保険募集人には、単に統括責任者及び法令等遵守責任者を形式的に設置するだけでは足りず、統括責任者及び法令等遵守責任者を中心とした保険募集の業務に係る実効的な法令等遵守態勢を構築することが求められていると考えられます。

なお、統括責任者及び法令等遵守責任者については、生命保険協会及び日本損害保険協会それぞれにおいて資格試験が実施されており、業界の運用として、原則として当該資格試験に合格することが求められています。そのため、統括責任者及び法令等遵守責任者の設置に先立ち、候補者に対して、当該試験への合格を計画的に促していく必要があります。

注5 デジタル庁「令和7年通常国会提出予定法案に係るデジタル原則適合性確認等プロセスの実施において7項目の代表的なアナログ規制及びFD等の記録媒体を指定する規制に関係し得るとされた条項」（2025年）（https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.digital.go.jp%2Fassets%2Fcontent%2Fnode%2Fbasic_page%2Ffield_ref_resources%2F34a225ed-03be-4408-b00d-f9b88a5a2543%2F15ed7c58%2F20250718_meeting_administrative_research_outline_01.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK、2026年8月18日最終閲覧）では、特定大規模乗合損害保険代理店に設置が求められる法令等遵守責任者及び統括責任者については、「法律の施行時期に合わせ、通知・通達又は監督指針等でテレワーク等により法令等遵守責任者及び統括責任者の業務を実施できる旨を明確化する。」とされています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受けいただければと存じます。

(3) 苦情処理体制の整備

(i) 改正の概要

特定大規模乗合保険募集人は、自らが行う保険募集の業務に関して、主に以下の内容の苦情処理体制の整備を行うことが求められています(保険業法施行規則215条の4第1項3号、同227条の19)。

- 苦情を受け付けたときは、遅滞なく、当該苦情に係る事項の原因を究明すること。
- 原因の究明の結果に基づき、改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。
- 苦情を申し立てた者から求めがあった場合には、原因の究明の結果等の説明を行うこと。
- 苦情を受け付けるための窓口を設置し、その連絡先を公表すること。
- 苦情処理に係る記録(苦情を申し立てた者の氏名や苦情の内容等)を作成し、保存すること(5年間)。
- 上記に係る社内規則等を整備すること。

(ii) 実務上のポイント

ここでいう苦情は、当該特定大規模乗合保険募集人が行う保険募集の業務に係る苦情に限られるため、例えば、共同募集における他社が行った保険募集の業務に係る苦情や所属保険会社等に対する苦情(保険金の支払に関する苦情等)については、当該特定大規模乗合保険募集人が行う保険募集の業務に係る苦情を含む趣旨ではない限り、対象外と考えられます。他方で、共同募集において、他社が受け付けた苦情であっても、その中に当該特定大規模乗合保険募集人が行う保険募集の業務に係る苦情が含まれる場合は、当該特定大規模乗合保険募集人が当該苦情の存在を認識した時点で苦情を受け付けたものとして、所要の措置を講じる必要があると考えられます(府令パブコメNo.110)。

また、「苦情」の定義については示されておらず(府令パブコ

メNo.106及び107)、各特定大規模乗合保険募集人において定める必要があります^{注)6}。これに関しては、例えば、「当社が行う保険募集の業務に係る当社に対する不満足の説明」などと定義することが考えられます。

(4) 保険募集指針の策定・公表・実施

(i) 改正の概要

特定大規模乗合保険募集人は、保険募集に係る保険契約の引受けを行う保険会社の商号又は名称の明示、保険契約の締結に当たり顧客が自主的な判断を行うために必要と認められる情報の提供その他の事項に関する指針を定め、公表し、その実施のために必要な措置を講ずる必要があります(保険業法施行規則215条の4第1項4号、同227条の21第1項1号)。

(ii) 実務上のポイント

この保険募集指針は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第10条に基づき作成する勧誘方針とまとめて一つの指針(方針)として公表することも認められています(府令パブコメNo.121)。この趣旨からすれば、銀行窓販規制における保険募集指針(保険業法施行規則212条2項2号等)とまとめて公表することも可能であると考えられます。

(5) 内部監査のための体制整備

(i) 改正の概要

特定大規模乗合保険募集人は、保険募集の業務に係る内部監査を定期的に行うための責任者の設置、社内規則等の整備その他の体制を整備する必要があります(保険業法施行規則215条の4第1項5号、同227条の21第1項2号)。

注)6 当局に提出する事業報告書において、苦情の定義を記載する必要があります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをいただければと存じます。

(ii)実務上のポイント

内部監査については、「定期的に」行うための体制整備が求められていますが、具体的な手法については法令で定められていません。このため、各特定大規模乗合保険募集人の規模・特性に応じた柔軟な手法が認められていると考えられる一方、監督指針では「代表取締役及び取締役会等は、（中略）特定大規模乗合保険募集人の特性上、内部監査が極めて重要であることを認識し、内部監査に係る責任者がその業務を適切に遂行するために必要な人員の確保・配置を行うこと等を求めていることから（監督指針Ⅱ-4-2-15-4(3)1①ア.）、経営陣も関与して実効的な内部監査体制を構築することが期待されていると考えられます。

(6) 社内通報・相談のための体制整備

(i)改正の概要

特定大規模乗合保険募集人は、その役員又は使用人による保険募集の業務に係る通報及び相談に応じ、適切に対応するための責任者の設置、社内規則等の整備その他の体制を整備する必要があります（保険業法施行規則215条の4第1項6号、同227条の21第1項3号）。

(ii)実務上のポイント

府令パブコメNo.120を踏まえると、この社内通報・相談のための体制整備は、公益通報者保護法で求められる公益通報に対応するための体制整備義務（公益通報者保護法11条1項及び2項）とは異なるものであり、保険業法令に沿った体制を整備することが求められていると考えられる点については、留意が必要です。

(7)その他

これらの他、特定大規模乗合保険募集人に対しては、特定大規模乗合保険募集人に該当する旨の通知を所属保険会社等に行うこと、不祥事件に関して、全ての所属保険会社等（当該不祥事件に関して、当局に不祥事件届出を行った所属保険会社等を除く）に対して、その概要を通知する義務等が課されることとなりました（保険業法施行規則215条の4第1項7号及び8号、同227条の21第1項4号及び5号）。

第3 乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保

■ 改正の経緯

改正前保険業法施行規則においては、乗合代理店（二以上の所属保険会社等を有する保険募集人のこと）が、二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から、特定の保険契約を推奨販売する場合

① 顧客の意向に沿った保険契約を選別することにより、保険契約を提案する方法（改正前保険業法施行規則第227条の2第3項第4号ロ。いわゆるロ方式）

② ①による選別をすることなく保険契約を提案する方法（同号ハ。いわゆるハ方式）

という2種類の販売手法が認められていました。

しかし、WG報告書（7～8頁）において、以下の提言がなされたことを踏まえ、ハ方式が廃止されることとなりました。

顧客の意向にかかわらず、便宜供与等の乗合代理店の利益のみを優先して特定の保険会社の商品を推奨することとは、その理由を適切に説明していたとしても、顧客の適切な商品選択を阻害し得るものであり、最善の利益を勧告し

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをいただければと存じます。

て誠実かつ公正に業務を遂行する義務を果たす観点からは適切な対応とは言えないと考えられる。

さらに、今般の保険金不正請求事案における保険代理店のように、本来は便宜供与を理由としているにもかかわらず、例えば経営方針であるなどとして保険代理店独自の理由であるかのように装った場合、それが露呈しづらいという課題もある。

このため、適切な比較推奨販売を確保する観点から、乗合代理店が比較推奨販売を行う場合には、乗合代理店における保険募集の実務や募集形態等も踏まえつつ、

- 顧客の意向に沿って保険商品を絞り込む
- 同保険商品の絞り込みに当たっては、顧客が重視する項目を丁寧かつ明確に把握した上で、意向に沿って保険商品を選別し、推奨することを求めているべき

2 改正の概要

(i) 概要・施行日等

改正後の保険業法施行規則においては、ハ方式が廃止され、二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から保険契約を提案しようとする場合には、当該乗合代理店が取り扱う保険契約から顧客の意向に沿って保険契約を選別することが義務付けられることとなりました。

この改正は、関連する監督指針改正も含め、2028年3月1日に施行・適用されますので、同日までに、必要に応じて、システム改修を含め実務運用を変更する必要があります。

(ii) 実務上のポイント

「令和7年保険業法改正に係る内閣府令等及び『保険会社向けの総合的な監督指針』等の一部改正(案)に対する

パブリックコメントの結果等の公表について」における「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」^{注)7}(以下「比較推奨パブコメ」といいます)では、約750件の意見及びそれに対する考え方が示されているため、本稿でその全てを紹介することはできませんが、以下では重要と思われる考え方をいくつか取り上げることとします。

①改正後の保険業法施行規則第227条の2第3項第4号ロに定める「二以上の比較可能な同種の保険契約」は、代理店委託契約又はこれに基づく覚書等により、当該代理店が取り扱うこととされている保険契約を前提に判断されることが明らかにされました(比較推奨パブコメNo.40等)。

加えて、代理店委託契約等において定められた取扱対象となる保険契約の中から、乗合代理店が独自の判断のみで、あらかじめ、推奨保険会社群や比較対象保険会社群などを設定し、それ以外の取扱保険契約を比較推奨販売の対象外とすることは適切ではないとの考え方が示されました(比較推奨パブコメNo.58等)。

これは、代理店の社内規則において取扱商品を定めることを認めていた「『平成26年改正保険業法(2年以内施行)に係る政府令・監督指針案』に対するパブリックコメント結果等について」における「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(以下「H27パブコメ」といいます)のNo.510を否定するものと考えられます。

当該考え方を踏まえ実務を行っていた乗合代理店においては、新たに保険会社と覚書等を締結するなど、運用を変更する必要があると考えられますので、注意が必要です。

その他、

- 取り扱えない保険契約が誤って顧客へ提案されないよう、保険会社及び乗合代理店において実態に即して実効的に管理されることが重要(比較推奨パブコメNo.40等)

^{注)7} <https://www.fsa.go.jp/news/r8/hoken/20260828/20260828.html>, 2026年9月6日最終閲覧

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをいただければと存じます。

に管理されることが重要(比較推奨パブコメNo.40等)

- 顧客に対しては、権限明示を適切に実施するとともに、当該保険代理店が取り扱う保険契約の範囲について誤認を与えないよう、分かりやすく説明することが重要(比較推奨パブコメNo.40等)

との考え方も示されており、顧客への提案・説明方法などについても再検討が必要になります。

- ②「顧客の意向」とは、保障(補償)内容、保険料水準、保険期間等の商品特性などといった顧客が自らのリスクや保険ニーズを適切に認識するための意向を指しているとの考え方が示され(比較推奨パブコメNo.217等)、顧客が「全て任せる」などと述べた場合であっても、その意思表示のみをもって、乗合代理店が任意に特定の保険会社又は特定の保険契約を選別し、提示・推奨することは適切ではないとされています(比較推奨パブコメNo.256等)。

これらの考え方を踏まえると、顧客の同意があることのみをもって、「顧客の意向」があると整理できない場合もあると考えられることから、留意が必要です。

- ③共同募集において取り扱うことのできる保険契約は、両募集人において共通して取り扱われる契約に限られるものの(H27パブコメNo.195における考え方を維持しています)、比較推奨販売の対象を一律に共同募集に係る保険契約に限定することまでを許容する趣旨ではなく、共同募集の枠組みでは取り扱えない保険契約であっても、顧客の意向に照らし重要な選択肢となり得る場合には、その旨を踏まえ、必要に応じて単独募集への切替え、取扱可能な保険募集人への引継ぎ等により、顧客の適切な商品選択の機会を阻害しないように対応することが求められるとの考え方が示されました(比較推奨パブコメNo.101)。

共同募集(複数の保険募集人が関与する実務上の募集形態)においては、2028年3月1日以降、顧客の意向に照らし重要な選択肢となり得る場合には単独募集などへの

切替えを求められることとなります。単独募集への切替えなどについては、募集方法や募集手数料の分配方法の見直しなど、既存の共同募集実務への影響が大きいと考えられるため、留意が必要です。

- ④顧客の意向に沿った商品が複数ある場合(例えば、顧客の意向に沿う医療保険が3商品(X・Y・Z)ある場合)、以下の2通りの推奨販売がいずれも許容されるとの考え方が示されました(比較推奨パブコメNo.368等)。

(ア)商品特性や保険料水準等によりXのみを推奨し、Xを推奨した合理的かつ一定の具体性を有する基準や理由等を説明した上で、推奨する特定の保険契約以外の保険契約(Y・Z)もある旨及び顧客の求めに応じて、それらの保険契約の概要又は契約内容を説明する旨を説明。

(イ)3商品(X・Y・Z)全てを推奨し、これらの保険契約の概要及び提示・推奨する基準や理由等を説明。また、顧客の求めに応じて契約内容の説明。

第4 おわりに

本稿では紙面の都合上、改正保険業法等における改正事項のうち、一部をご紹介することとしましたが、兼業業務を行う特定大規模乗合損害保険代理店に対する体制整備義務の創設等、他にも重要な改正が含まれています。

特定大規模乗合保険募集人等に新たに求められることとなった体制の整備等にあたっては、手探りの点も多いと思われますが、法令で定められる期限までに一度体制を整備した後も、当該体制整備の実施状況を検証し、状況に応じてアップデートしていくことが重要です。

本稿がご検討の一助となりましたら幸いです。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受けいただければと存じます。